

海南市立亀川中学校 部活動に係る活動方針

令和 8 年 4 月

部活動の方針

- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、安全で効率的・効果的な活動を目指して行う。
- 部活動は、技能等の向上とともに楽しさの実感を大切に、互いに協力し合って友情を深めるなどの、好ましい人間関係の育成を目指して行う。

学校全体での共通理解と生徒・保護者等への周知

- 部活動顧問は、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を作成し、校長に提出する。また、学校のHP等への掲載や保護者会等により公表し、生徒・保護者等に対して周知に努める。
- 部活動の方針については、教職員全体での共通理解や、部活動顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。

1 適切な運営のための体制整備

- ・各部活動顧問は、生徒及び保護者に「活動目標」、「指導の方針」、「指導内容や方法」等具体的に提示する。
- ・各部活動顧問は、年間の活動計画（活動日・大会日程等）を作成するとともに、毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長へ提出する。
- ・部活動の方針等についての説明と共通理解を図るため、各部活動は必要に応じて保護者会等を設ける。
- ・生徒数や教職員数の推移から、指導者の配置が実現できないなど、十分な指導体制の整備が難しい期間が長期にわたって続く場合は、市教育委員会と協議の上、外部指導者（部活動指導員・外部コーチ等）の確保や適正な数の部の設置、合同部活動による運営、拠点校部活動を図るように努める。
- ・市教育委員会を中心に、令和 11 年度（和歌山県では令和 10 年度）を目標に地域クラブ活動への移行に努める。

2 合理的で効果的な活動の推進

- ・体罰の根絶はもとより、セクシュアル・ハラスメントや不適切な言動（生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為等）等の防止の徹底を図る。
- ・部活動の運営等に係る経費については、海南市教育委員会からの「部活動振興補助事業」「中学校部活動大会参加補助金」及び亀川中学校育友会体育文化後援会費、亀川中学校生徒会費を使用し、年間計画に基づき適切に処理を行う。また、徴収は事前に保護者会等で保護者の理解等を得た上で行い、適正な会計処理と保護者会等での報告を行う。
- ・各部活動顧問は、トレーニングの効果を高めるための合理的で、効率的・効果的な科学トレーニングの導入に努めるために、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修等に参加するなどして、指導力の向上に努める。
- ・生徒が自ら考え、計画していく（ボトムアップ理論）に基づく指導方法等を実践し、生徒が主体的に力を育成する。
- ・短期的な成果のみを求める指導ではなく、生徒の将来を見据えた指導を意識し、スポーツ障害やバーンアウトの予防に努める。

3 適切な休養日等の設定

- ・学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。休養日は、原則として、土曜日または日曜日のいずれかと水曜日とする。
 - ※ 大会・コンクール等で休養日を土曜日または日曜日に設定できない場合は、月曜日を休養日とするなどの振替を行う。
 - ※ 海草地方の中学校では、平成30年4月から原則として、土曜日または日曜日のいずれかに加え、水曜日を部活動の休養日に設定している。
- ・定期考査1週間前および定期考査中の部活動は原則禁止とする。ただし、大会が定期考査期間中に開催される場合は、校長の許可を得て行うことができる。
- ・1日の活動時間は、2時間程度とし、日没時刻等を踏まえて下校時刻を設定する。
- ・学校休業日（学期中の週末を含む）は、3時間程度とする。ただし、練習試合等は除く。
- ・長期休業中は生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、ある程度の長期休養期間を設ける。

4 安全管理と事故防止

- ・安全で効率的・効果的な部活動が行えるよう、顧問の不在時を含めた管理体制を整備し、教職員で共通理解を図る。
- ・事故の未然防止のため、施設・設備、器具・用具については定期的に点検補修を行う。可動式運動器具の移動および設置の際には、点灯等の事故の内容に注意する。
- ・夏季の高温・多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底する。
- ・急激な天候の変化（雷・大雨等）にも適切かつ迅速な対応を行う。
- ・AED使用の研修を実施する。

5 参加する大会、コンクール等

- ・参加する大会・コンクール等は、和歌山県中学校体育連盟、和歌山県教育委員会が主催、共催、後援する大会とする。大会出場のための予選大会となる上位大会・下位大会も含まれる。
- ・上記以外の大会・コンクール等への参加については、生徒に与える教育的意義や、生徒や各部活動顧問の負担等を考慮して精査し、校長が特に認めた場合のみとする。

※ 記載のない事項については、「和歌山県運動部活動指針」「和歌山県文化部活動指針」に準ずる。